

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 1 月 11 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600301 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600134 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 20 年 9 月 12 日の標準賞与額は、3 万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年 7 月 11 日の標準賞与額を 3 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 7 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 9 月 12 日  
② 平成 20 年 7 月 11 日

A社において、平成 20 年 7 月 11 日に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同年 9 月 12 日に賞与が支給されたこととなっている。

平成 20 年 9 月 12 日には賞与が支給されていないので、当該賞与に係る記録を取り消し、同年 7 月 11 日に賞与が支給された記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録において、請求者の標準賞与額は 3 万円と記録されているところ、請求者から提出された「平成 20 年分給与所得の源泉徴収票」の写し、平成 20 年に係る給与明細書の写し及び賞与明細書の写し並びに元取締役の回答により、請求者は、請求期間①においてA社から賞与の支払を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20 年度夏季賞与明細書」の写しにより、請求者は、当該期間に 3 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られない上、元取締役は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600300 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600135 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (後に、B 社) における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 6 月  
② 平成 17 年 12 月

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間について、現金による手渡しで賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時の事業主は、賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の状況は不明であると回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者から提出された「平成 18 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」から、平成 17 年の給与収入額及び社会保険料控除額の総額は確認できるものの、当該通知書のみでは、請求期間①及び②における賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与明細書等の資料が無く、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。